令和２年度　第４回　栃木支部評議会議事概要報告(速報)

開　催　日	令和３年１月 15 日（金）
開 催 場 所	書面協議による開催
出 席 議 員	東評議員、岡﨑評議員、小崎評議員、小坂評議員、金野評議員、鈴木(憲)評議員、鈴木(徹)評議員、田仲評議員、横倉評議員（五十音順）
議　　題	

議題１．令和３年度保険料率について（審議事項）

議題２．令和３年度栃木支部事業計画（案）及び予算（案）について（審議事項）

議題３．インセンティブ制度について

議題４．その他

議 事 概 要 (主な意見等)	

各議題につき、資料および資料の補足説明書を送付し、意見や質疑等を各評議員より提出いただくことにより開催。

議題１．令和３年度保険料率について（審議事項）

（学識経験者代表評議員Ａ）

加入者ひとりひとりの問題意識として実感できるよう、インセンティブの加算額を大きくしてインパクトを与えるべきである。最終的には、目先の問題としてではなく、健康保険制度に関心を持ってもらえるようにしたい。

（学識経験者代表評議員Ｂ）

財政の赤字構造が続くのは確実である上に、不透明な経済情勢、新型コロナウイルス感染拡大、高齢化など、不安要素が山積する中では、安易に引き下げるべきではない。将来への備えが必要である。

（事業主代表評議員Ａ）

平均保険料率が 10.00％の中、栃木支部の保険料率は令和２年度より 0.01％下がり 9.87％となったことは栃木支部の尽力の賜物である。

また、平均保険料率については、コロナ禍で先行きも不透明であり、現状の 10.00％を当面の間は維持するべきである。

加えて、資料１「協会けんぽの収支見込み（医療分）」について、支出の「その他」の説明で「令和２年度に交付を受けた保険給付費等補助金について、令和２年度の実績（決算）に基づき精算し、国に返還する額の増加が見込まれるとの記載があり、4,497 億円を返還するものとして理解しているが、保険給付費 66,838 億円に対して返還額が大きすぎないか。

→【支部の回答】

「その他」4,497 億円の主な内訳は、協会けんぽが事業を進める上で必要な一般管理費や業務経費

が 2,475 億円、保険給付費等補助金における精算金が 1,627 億円となっており、こちらが返還金である。保険給付費等補助金返還金 1,627 億円の内訳として、①令和元年度の収支確定による精算分が 766 億円、②令和２年度の保険給付費における当初予算から現時点の令和２年度保険給付費見込みが下振れしていることによる返還見込みが 861 億円となっている。

ご指摘の保険給付費等補助金に関する資料の説明書きは、令和２年度支出の「その他」3,430 億円が令和３年度 4,497 億円へ 1,067 億円増加している主な要因が、上記②であることを示している。

（被保険者代表評議員Ｂ）

栃木支部保険料率が下がることについては、取組みの成果とも言えるが、一喜一憂せず、中長期的な財政の安定のためには、更なる取組みの強化が求められることを加入者や事業主へ発信し、意識の共有が必要と考える。

（被保険者代表評議員Ｃ）

昨年、新型コロナウイルス感染拡大の発生から、中小規模事業所の経営悪化、従業員の収入減少しているところに、現在の感染再拡大の状況から、健康保険料納付の猶予措置を受ける事業所の増加が予想される。国民健康保険税は減免、免除措置がなされている状況であるため、国庫補助金の増額など、中小規模事業所や従業員の健康保険料負担の大幅な軽減を図るための要望をしてほしい。

→令和３年度栃木支部健康保険料率について、栃木支部評議会（全評議員）より異議なく承認された。

議題２．令和３年度栃木支部事業計画（案）及び予算（案）について（審議事項）

（学識経験者代表評議員Ｂ）

栃木支部が各事業を推進する上で、加入者の理解、協力は重要であるため広報活動を積極的に進めてほしい。メディア露出など協力したい。

（事業主代表評議員Ａ）

栃木支部の戦略的保険者機能における事業計画については、どれも重要な課題である。

特に「１.第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施」の「(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上」、「(2) 特定保健指導の実施率の向上」、「(3) 重症化予防対策の推進」、「(4) 保健指導を担う人材の育成」、「(5) コラボヘルスの推進」の５つについては、病気を予防する、重症化させないという、日本の医療および医療保険制度において喫緊の課題であるため、KPI が達成できるよう進めてもらいたい。

また、「(4) 保健指導を担う人材の育成」については、KPI として数値化するのは困難だが、とても大切な取組みだと考える。

さらに、資格喪失後の保険証回収率は年々上がってきており、返納金債権の回収率も改善してきているが、令和元年度実績でまだ 64.0%程度。より一層の取組みを期待する。

（被保険者代表評議員Ａ）
　栃木支部における事業者健診データの取得率が低いことが気になる。
　健診データの取得に関する同意書を取得できていない事業所に対して、同意書を送る等の文書勧奨をしたらどうか。同意書提出済みと勘違いしている事業所もあるかもしれない。
　また、同意できない事業所に対して理由書を提出させてはいかがか。

→【支部の回答】
　同意書提出における勧奨業務は、ほぼ年間を通じて行っている。
　課題としては、同意いただいた事業所のデータが、特定健診項目を満たしていない、健診を行った健診機関と栃木支部がデータ提供にかかる契約をしていないなど、同意書の取得後にあるため、今年度は、これらの課題を少しでも解決できるよう取組んでいるところである。
　また、同意書提出に関しては強制力がないため、同意できない理由書を提出させるのは難しいと考える。

→令和３年度栃木支部事業計画（案）及び栃木支部保険者機能強化予算について、栃木支部評議会（全評議員）より異議なく承認された。

議題 3. インセンティブ制度について

（議長）
　新型コロナウイルス再拡大により、11 都府県に対し２度目の緊急事態宣言が発出され、一部地域では医療崩壊が現実味を帯びてきた。
　このような中で「実績値の補正」といった小手先の対応を続けるのは疑問。別の評価方法を検討すべき。
　また、イレギュラーな状況下において、インセンティブ分の保険料率を 0.007%から 0.01%に引き上げるべきではないと考える。

（学識経験者代表評議員Ａ）
　成長戦略フォローアップを踏まえたインセンティブ制度の検証及び見直し検討を 2021 年度中に実施することとなっているが、インセンティブ措置の強化には基本的に賛成である。
　一次的には、競争により無駄を省くという効果が期待されていると思うが、その一方で健康保険制度が加入者個々人の問題であるという意識改革につなげることが必要と考える。学校教育も必要ではないか。

（学識経験者代表評議員Ｂ）
　新型コロナウイルス感染状況について、地域間格差が拡大しており、実績値の補正がどの程度、可能なのかなど、さらなる見極めが必要と考える。
　また、制度運用と並行して、特定健診や特定保健指導など、実施に接触、対面を伴う評価指標においては、事業の実施方法や評価方法の見直しを検討すべき。

（事業主代表評議員Ａ）
　健康づくり、疾病・介護予防推進のために、保険料率におけるインセンティブ措置の強化は賛成である。
　しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により、２度も緊急事態宣言が発出されるなどの非常時に、また感染状況も地域間格差が拡大している中で、インセンティブ分の保険料率を 0.01%へ引き上げることは疑問である。

（事業主代表評議員Ｂ）
　成長戦略フォローアップを踏まえたインセンティブ制度の検証及び見直し検討を 2021 年度中に実施することが閣議決定されたため、当初の協会けんぽの計画より前倒しとなった。新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響が早く収束することを期待する。

（被保険者代表評議員Ａ）
　加入者や事業主が評価項目における取組みを進める上で、モチベーションになるため、インセンティブ制度は継続するべき。

（被保険者代表評議員Ｂ）
　加入者、事業主ともに各種取組みへの意欲が高まるよう、引き続き、インセンティブ制度について、分かりやすい広報をしてもらいたい。

（被保険者代表評議員Ｃ）
　新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、さらに感染状況に大きな地域差があることから、健診の受診控えや協会けんぽの受診勧奨などの取組みの自粛、保健指導のあり方、また、医療機関への受診控えなどから、令和元年度のような単に過去の実績を踏まえた補正では評価指標への影響が大きいため、根本的な評価方法、あるいは評価の有無について検討する必要がある。
　またインセンティブ保険料率を 0.007%から 0.01%へ引き上げることについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中小規模事業者の経営悪化、従業員の収入の減少、さらに大きな地域差があることを踏まえれば、引き上げは難しいのではないかと思われる。

議題 4. その他（報告事項）
（学識経験者代表評議員Ａ）、（被保険者代表評議員Ａ）
　事業者健診結果データの取得に関して課題は明らかであるため、本部事務局が提示している健診機関を通じた保険者への事業者健診結果データの提供スキームについて、是非、実現に向けて進めてもらいたい。

（事業主代表評議員Ａ）
　令和２年度において、例年と違い加入者数や被保険者数が下落傾向にあるのはなぜか。

→【支部の回答】
　正確には不明だが、おそらく、コロナウイルス感染拡大を要因とした被保険者の離職によるもの

と考えられる。
特 記 事 項
・次回、令和３年７月頃に開催予定。